

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

くらしを支える税

第 15 号
平成 23 年 5 月
北見市租税教育推進懇話会

私たちの身近な税金として「消費税」がありますが、消費税は地方交付税交付金として地方に配分される以外は、年金、医療、介護などの社会保障費として使われることになっています。

しかし、急速な高齢化に伴い国の社会保障費は年々増加しており、膨大な財政赤字を抱える日本では、社会保障にかかる財源の確保が問題になっています。ということで今回は「消費税」についてです。

税のネタ帳

～日本の消費税と諸外国の付加価値税～

日本では、消費者に広く薄く公平に負担を求める税金として、1989（平成元）年に消費税が税率 3% で導入されました。

その後、1997（平成 9）年に税率が 5%（うち地方消費税 1%）に引き上げられ、今に至っています。

日本の消費税と同じような税制は、「付加価値税」として 1968 年にフランスとドイツにおいて世界で最初に導入され、現在では全世界 100 以上の国や地域で「付加価値税」が採用されています。

ヨーロッパ諸国では、EU 指令で標準税率を 15% 以上にすることが定められているため、税率の高い国が目立ち、特にスウェーデン、デンマーク、ノルウェーでは 25% になっています。

ただし、国によっては食料品などに軽減税率が適用されるなどの措置があることから、すべてにこの税率が適用されているわけではありません。

イギリスでの標準税率 17.5% ですが、食料品などに対してはゼロ税率が適用されています。

しかし、すべての食料品に対してゼロ税率が適用されるのではなく、食料品の中でも標準税率が適用されるものもあり、例えば、チョコレートは標準税率が適用されますが、ビスケットやケーキはゼロ税率が適用されます。

同じ菓子類と考えられるチョコレートとビスケット

やケーキとの間で適用される税率が異なるのは、一説によると、小麦粉を使用し調理する過程で「焼く」という点で共通する“パン類”と同じ取扱いをすべきとの考えがあるようです。

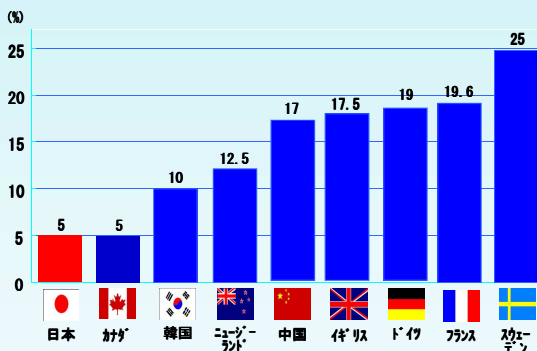
また、フランスでは、標準税率が 19.6% に対して食料品は軽減税率の 5.5% が適用されています。

しかし、イギリスと同様にすべての食料品に軽減税率が適用されているわけではなく、バターは軽減税率の 5.5% ですが、マーガリンには標準税率の 19.6% が適用されています。

これは、工業製品であるマーガリンに対して、乳製品（酪農品）であるバターの生産を保護し振興する産業政策によるものと言われています。

このように、国によって食料品の線引きもまちまちで、事業者にとっても消費者にとっても複雑な制度となっており、中には裁判で争われる事例もあるそうです。（「消費税」のネタは次号にも続きます。）

諸外国における消費税（付加価値税）の標準税率



※平成 22 年 10 月 財務省「税制について考えてみよう」より
諸外国の税率は、2010 年 1 月現在の税法に基づきます。

北見市HPに掲載

「北見版 くらしを支える税」!

北見市 HP⇒くらしの情報 税・国保・年金

⇒北見市租税教育推進懇話会

⇒『くらしを支える税』をご覧ください。

【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は
北見税務署 税務広報広聴官
栗田 浩
北見市青葉町 3 番 1 号
Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』

『「北見版 くらしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

税のネタ帳(歴史編) ～江戸時代1:幕府の経済基盤はやはり「年貢」～ 【国税庁メールマガジンほかより】

江戸時代は、徳川幕府が全国を統一していた時代でした。そして国内は、幕府領・旗本領・藩領・寺社領などに分かれており、税の種類や税率はそれぞれ異なっていました。

江戸時代の税は、大きく年貢(本年貢、本途物成)と諸役(小物成・高掛物・夫役・国役・助郷役など)に分かれています。

年貢は田畑にかかる税で、小物成は田畑以外にかかる税でした。また、高掛物は村高(村の石高)や持高(農民の耕作する土地の石高)にかかった税です。

このほかに江戸時代には、特定の仕事に課税された運上・冥加や臨時の事業や財政の穴埋めのために賦課された上納金もありましたが、江戸時代の税の中心は本途物成、いわゆる「年貢」でした。

田畑に課される本途物成は、米で納めるのが原則でした。

江戸時代の年貢の決め方は？

Q 江戸時代の領主は、村を単位として年貢の課税・徴収を行っていましたが、実際に年貢を負担するのは村内のそれぞれの家でした。では、各家が納入すべき年貢高はどうやって決められていたのでしょうか？

A 各家の年貢納入量は、一般的に家ごとの所持石高に年貢率を掛けて決められました。例えば、所持石高10石の農民の場合、年貢率40%の年は4石の年貢を上納する必要がありました。石高とは、土地の性質や面積に基づいて算出された法定の収穫米高であり、実際には米の取れない畑や屋敷地にも石高が設定されていました。このことから分かるように、石高は実際の収穫量を示すものではありませんでしたが、土地の生産力を抽象的に表す指標として江戸時代を通じて用いられていました。村ではこのようにして割り付けた年貢を各家から徴収し、それを領主に上納しました。なお、村内の課税地に設定された石高の合計を村高(むらだか)と言い、村の年貢納入量はこの数値を基準に課税されましたが、地域によっては石高ではなく、面積を基準にして課税を行う場合もありました。[参考] 米1石=100升(約150kg)

●年貢率

村の年貢は、その村の「村高」に年貢率をかけて徴収しましたが、年貢率を出すには検見法と定免法がありました。

- ① 検見法：毎年役人が現地に行って、穀物の豊凶や農民の生活状態を検分して決めた年貢率。
- ② 定免法：一定年限固定化された年貢率。享保の改革以後は、定免法が原則となりました。

武士も年貢を納めていた！？

Q 江戸時代においては、武士が主君から下賜(かし)された屋敷には年貢がかからないことになっていましたが、江戸周辺の村で武士が農民から購入した土地の場合はどうだったのでしょうか？

A 江戸周辺の村では、武士が江戸市中の屋敷が焼失してしまった場合の避難場所や菜園、隠居用として、村内の土地を購入し、屋敷を持つことができました。これらは「抱屋敷」と呼ばれましたが、本来は農民の所持地であるため年貢が課されており、武士が土地を取得した後は、その所持者である武士に年貢を納める義務が生じました。

この年貢の納入方法については、「抱屋敷」を所持する武士が、「請負人」と呼ばれる農民(元の地主である場合が多い)に年貢の納入を請け負わせるのが一般的でした。請負人は武士から毎年一定の金銭の支払いを受け、その支給金によって年貢の支払いなど「抱屋敷」の維持管理を請け負っていました。このように、間接的ではありますが、武士が年貢を納めていたのです。